

令和 5 年 度

第 3 回

徳島地方最低賃金審議会

徳 島 県 最 低 賃 金 専 門 部 会

日 時 令和 5 年 8 月 7 日 (月)
午後 1 時 00 分～

場 所 徳島地方合同庁舎 6 階会議室
徳島市徳島町城内 6-6

徳 島 労 働 局

次 第

1 徳島県最低賃金額改正の審議

2 その他

付帯決議

徳島地方最低賃金審議会では、徳島県最低賃金の改正決定にあたり最低賃金の引上げによって中小企業・小規模事業者が受ける企業経営への影響が憂慮されることから、政府に対する要望として、下記の付帯決議を採択する。

記

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施すること。
- 2 生産性向上による持続的な賃上げを可能とするため、より多くの企業が業務改善助成金を始めとする各種の助成金等を速やかに受給できるよう、要件緩和を含む制度の拡充、申請手続の支援強化及び申請書類審査の簡素化を図ること。また、生産性向上が困難な事業者に対しては、税制を含めて更なる施策を検討すること。
- 3 「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化パッケージ」に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化すること。また、労務費の引上げ分を価格転嫁することが困難である医療、福祉、介護等の事業について、別途支援策を検討すること。
- 4 賃上げや労働時間延長による年収の増加に伴い、新たに生じた労働者の社会保険料負担を肩代わりした企業に対する助成金制度を早急に運用開始すること。また、労働者が扶養控除等の対象外となることによる手取り額の減少を気にして就業調整を行うなど、実質的な所得向上が阻害されることのないよう、税・社会保障制度の改革も含め、最低賃金引上げの実効性を担保する施策を検討すること。
- 5 格差是正の一環として、徳島県を含む四国の物流の生命線である本州四国連絡道路について、割高となっている海上部の通行料金の引下げにより、他地域との輸送コスト比較における不利を解消すること。